

氏 名	つげ い ゆき お 告 井 幸 男
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 191 号
学位授与の日付	平 成 13 年 9 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 国 史 学 専 攻
学位論文題目	摂関期の社会構造の研究

(主 査)
論文調査委員 教 授 鎌 田 元 一 教 授 勝 山 清 次 助教授 吉 川 真 司

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、10世紀～11世紀のいわゆる摂関期について、その社会構造を首都平安京の貴族社会を中心に解明することによって、歴史的な位置づけを与えようとしたものである。全体は、先行研究を概観しながら本論文の立場と方法を述べた序章、総括にと展望を示した終章のほかに、5章および補論1章から構成される。

第一章「法圏の分立と分有」は、紛争処理という点から、摂関期貴族社会の特質を論じたものである。各時代の社会の性格は、日常行政よりもむしろ緊急時・非常時に、危機や逸脱にどう対応するかという局面ではっきり現われる。論者はこうした観点から、古記録に現われる諸事件を詳しく分析して、次のような結論を得た。

摂関期の平安京・貴族社会において、治安維持の役割を担っていたのは検非違使であったと一般に考えられており、彼らが天皇直属の官職として警察・訴訟・裁判をすべて統括したと論じられることが多い。しかし当時の警察・司法が検非違使、あるいは太政官などの国家公権に一元化されていたとは考えがたい。むしろ摂関期の社会においては、権門勢家の権限が不可欠かつ重要な意味をもっていた。すなわち権門勢家は自家に関する事件、自家に属する人間について強い権限を有しており、国家公権もそれを前提として活動した。また諸家間の軽微な紛争には国家公権が介入することはなく、当事者間で処理することが広範に行なわれた。さらに検非違使庁の施設や人員は、こうした権門諸家によってかなり自由に使用されていたと考えられる。

かかる諸家の分立、当事者間の交渉、検非違使庁の分有といった法的様相が「法圏の分立と分有」と要約される。そして、これこそが摂関期の社会構造の現われであり、律令制のフィルターを通して「律令国家の末期」「公私混淆の時代」などと理解することは不当であること、むしろ摂関期の様相がその後長く、様々な階層において認められることからすれば、直接的に展開していったと単純には言えないにせよ、当該期を中世の早期と位置づけたほうが有効であること、などが主張されている。

第二章「家産制的刑罰の展開」は、第一章で論じた「法圏の分立」と不可分の関係にある家産制的刑罰が広範に行なわれ、朝廷の処罰としても確立していたことを、勸事・進過状という刑罰を中心に述べたものである。

「勸事」「進過状」とも古記録用語で、内容的には同じ刑罰を指し、過状（過失を認める文書）を提出させ謹慎させることである。論者によれば、この処罰の特徴としては、処免の権限が機構・役職ではなく、個人に属していることが挙げられる。その結果として公的継続性が欠如しており、また処勸者の地位が変動しても影響をうけず、その人物に処免権限が付着し続けた。さらにその権限は個人的権威に源泉をもつものであるから、取り消しはできず、異議申し立てや抗弁もほとんど無理であった。処罰内容も要するに処勸者への面会停止であって、官職の罷免・停止などとは性格を異にし、律令制的刑罰とは明らかに異質であった、という。なお、この処罰が公的なものとして確立したのは10世紀後葉のこととされている。

勸事・進過状に関する先行研究は、天皇・摂関家について論じたものがほとんどで、彼らのみが行っていたかの如き行論さえ見られる。しかし、天皇・摂関家以外の権門諸家でもこうした刑罰が用いられていたことは明らかで、それは一元的

に把握できない当時の貴族・官人社会の統制、朝儀の進行・行政の運用に大きな役割を果たしていた、と主張されている。かくして勘事・進過状は、摂関期社会の分権の様相の一証とされた。

第三章「摂関期貴族階級の社会構造——官人の兼参を中心に——」では、『小右記』などから藤原実資家の家司・家人を徹底的に調べ上げ、それを主な論拠として、摂関期の中下級貴族一般が諸司・諸家に兼参しており、こうした関係こそが当該期社会の基底にあって、行政・財政もそれに則って運用されていたことを論じている。

すなわち、当時は諸司・諸家に兼参することはきわめて一般的な事態であった。また諸家の一族間、あるいは参候者同士でもさまざまな社会関係が展開していた。そしてそれらは主従関係・縁戚関係のみならず、公的な場においても政治・経済・社会的に大きな意味をもっていた。国政の全分野においてかかる社会関係が利用され、それなしには円滑な運用は不可能でさえあった。叙位・任官の場合も推薦や口入の制度が設けられていて、叙任後も私的關係は継続され強化されたのである。

こうした社会構造の下では公私の別はなかなかつけがたく、例えば藤原実資家と右近衛府は人員・財政面で渾然一体というべきところがあった。しかし、すべてが公私混同だったのではなく、恣意が際限なく通じたわけでもない。さまざまな社会関係に基づく微妙なバランスの上で、当時の国政・家政は執行されていた、というのが本章の結論である。

第四章「個人的権限」では、摂関期の行政権限一般が律令制の官司機構ではなく、個人に属していたことを述べている。第一章・第二章をさらに発展させた議論である。

論者によれば、この時期は行政と司法、刑事と民事とを問わず、あらゆる案件が個人の権限の下に処理されていた。そのため権限者の死去によって行政が停止することがあったし、逆にその個人が生きている限り、別の官職に移っても当該案件は彼に付託された。ここには明らかに公的継続性が欠如している。かかる事態と密接に関わるのが、里第聴政と私宅行事である。公卿の里第聴政は本来かなり限定して許されるものだったが、次第に広く行なわれるようになった。同様のことは中下級官人でも見られ、特に諸道官人はその業務の特殊性から、私宅で業務を行なうことが認められた。また公物を私宅で保管することも始まり、院政期にはそれが当然のこととなった。

そして、こうした事態は国政の分散の様相を意味するものであり、また佐藤進一が提起した中世官司請負制の萌芽的段階でもある、との評価がなされている。

第四章には、補論「上訴とサボタージュ」が付される。これまでは国司苛政上訴ばかりが目立ってきたが、論者はそれ以外の上訴や抗議行動を取りあげる。そして上訴が個人の更迭・延任を目的とし、朝廷以外の個人邸宅での上訴が見られるようになるのは、行政権限の個人への付着という、第四章で明らかにされた様相と連関するものである、と論じている。

第五章「摂関期の有職故実——御堂流の検討から——」は、やや視角を変え、摂関期の貴族社会・貴族政治において有職故実がもっていた意味を追求したものである。

「御堂流」はこれまで藤原道長が作り上げた有職故実流派とされてきたが、論者はこれを否定する。そして「御堂流」は道長の子孫を指す語であること、道長が目指したのは自らが創出した新儀を自家のみに伝えることではなく、逆に公卿全員を随わせることであったとし、そこに彼の政治的意図を読みとるべきであると主張している。しかし院政期になると、摂関家が凋落の危機を迎え、その権威を確保するために、道長の故実が新たな意味を付与されることになるという。

こうした分析をふまえて論者は、有職故実を歴史研究の考察対象として位置づけるとともに、院政期以降との差異を明らかにするためにも、摂関期についてさらに精緻な分析を行なうべきであると提言している。

終章では、第一章～第五章の議論を総括し、摂関期の特徴として以下の各点を挙げる。「公」から「後の召し」（後日の沙汰）があるという名目によって「私」の権限行使が広く展開していたこと、関係者の同意・了承・納得のもとに法が存在し、必ずしも成文法となっていなかったこと、それゆえの不安定さが常に社会に存在したこと、などである。こうした不安定状況への対応あるいは結果として、院政によるある種の専制、権門の再編と家格の形成、荘園制の確立、武力の拡大などが発生したという見通しも示されている。

さらに以上の社会構造分析をふまえ、摂関期を権門体制の時期として見るべきであるとの提唱がなされる。公家（王家・摂関家）、武家、そして数個の寺家が権門としての地位を確保していた院政期に対し、摂関期には摂関家以外の貴族権門がなお存在し、それら多くの権門によって国政が担われていたと述べ、院政期のような再編確立された体制ではないが、逆にそれゆえにこそ当該期を、院政期・幕府期とならぶ中世国家の一類型として把握すべきであるといういささか大胆な提言を

以て、本論文は結ばれている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、10世紀後葉～11世紀中葉のいわゆる摂関期について、その社会構造を首都平安京の貴族社会を中心に解明することによって、歴史的な位置づけを与えようとしたものである。全体は、先行研究を概観しながら本論文の立場と方法を述べた序章、総括と展望を示した終章のほかに、5章および補論1章から構成される。

日本の社会・国家がいつ如何にして古代から中世に移行したかを考える場合、平安時代9～12世紀の研究がもっとも重要な意味をもつ。そして11世紀後葉以降の院政期に中世王権・中世的権門・荘園公領制などが確立し、これを以て中世社会・国家の成立とする学説が広く認められてきた。しかし院政期に比して、その前段階たる摂関期の研究は手薄であった。しかも政権を掌握したのが古代以来の名族・藤原氏だったこともあり、摂関期の社会・国家はともすれば律令制の連続という観点から理解されがちであった。最近、摂関期に関する研究が進み、この時期をなお律令制再編期と把握する学説と、律令制の枠を脱した中世成立期と考える学説とが対峙するに至っている。本論文はこのうち後者の立場をとりつつ、独自の所論を展開したものである。

本論文の最も優れた点は、摂関期の社会構造・社会的結合をきわめて具体的に明らかにしたことである。国政の分散の様相、紛争処理の様態、家産制的刑罰、家政機構を支えた人々など、これまでも部分的・初歩的考察が試みられてきた問題につき、論者は数多くの事例を発掘・検討し、背後にひそむ社会原理を抽出することに成功した。それを可能にしたのは、『小右記』を中心とする当該期の古記録の十分な読解力である。論者は浩瀚な史料を縦横に用いて、それぞれの日記記事の意味するところを、登場人物の公的・私的関係を捜査することによって解明していく。オーソドックスな手法であるが、その精度と安定感は特筆すべきである。そして丹念な考証作業そのものが、網の目のような摂関期の社会的結合をわれわれに実感させてくれるのである。以下、各章の内容について具体的に見ていくことにする。

第一章「法圏の分立と分有」は、紛争処理という点から摂関期貴族社会の特質を論じたものである。摂関期には検非違使が治安維持の役割を担い、彼らが天皇直属官として警察・訴訟・裁判を統括したと考えられてきた。しかし、論者はかかる一元的理解を排し、むしろ権門勢家（貴族諸家）の権限が重要な意味をもっていたことを明らかにした。権門勢家は自家に関する事件、自家に属する人間について強い権限を有しており、国家公権もそれを前提として活動した。諸家間の軽微な紛争に国家公権が介入することはなく、当事者間で処理することが広範に行なわれた。さらに検非違使庁の施設や人員は、こうした権門諸家によってかなり自由に使用された、という。そして、このような様相がその後長く、様々な階層において認められることからすれば、摂関期を中世早期と位置づけるべきであると主張する。本章で検討された事例には周知のものもあるが、古代律令制のフィルターを通して、その末期的状況と見られることが多かった。一元的な法秩序という考え方もそれと無関係ではない。しかし論者はこうした見方に束縛されず、事件経過や人間関係を子細に検討することにより、むしろ中世的な分裂の様相を抽出した。摂関期の王権の機能をどう理解するかという点になお説明の必要が感じられるが、しかし論者の主張が、これまでの摂関期の警察・裁判制度研究を少なからず書き替え、時代観の修正を迫ったことは間違いない。

第二章「家産制的刑罰の展開」では、「法圏の分立」にともなって家産制的刑罰が摂関期に広く行なわれ、朝廷の処罰としても確立したことを論じている。取りあげられた「勘事」「進過状」とは、過状（過失を認める文書）を提出させ謹慎させる刑罰である。論者によるとこの刑罰の特徴は、処免権が機構や役職ではなく個人に属していたことにある。その権限は個人的権威に源泉があるから、取り消しや抗弁もほとんど無理であった。処罰内容も要するに面会停止であって、官職の罷免・停止などとは性格を異にし、律令制的刑罰とは明らかに異質であったという。なお、これが公的な刑罰として確立したのは10世紀後葉のこととされる。論者は勘事・進過状に関する史料を博搜して、摂関期の諸家・諸司で広く行なわれていた刑罰であることを明らかにし、この律令制とは異質の刑罰が、いかに貴族社会や国政運用で大きな役割を果たしていたかを論じた。これまた先行研究を鋭く批判しつつ、法的様相や時代観に関する独自の所論を、第一章とは異なる素材によって裏付けたものである。

第三章「摂関期貴族階級の社会構造——官人の兼参を中心に——」では、上級貴族藤原実資の家司・家人を徹底的に調べ上げ、摂関期の中下級貴族一般が諸司・諸家に兼参しており、この関係が当該期社会構造の基軸の一つとなり、国家行政・

財政もそれに則って運用されていたことを論じている。貴族社会ではかくして諸家・諸司間の関係、それに仕える中下級貴族の関係が網の目のように展開していた。公私混淆に見えつつ、しかし際限なく恣意が通用するのでもない、さまざまな関係の微妙なバランスの上に当時の国政・家政は執行されていたというのである。このような兼参関係は、藤原行成家についてすでに指摘されていたところではある。しかし論者が取りあげた藤原実資は、摂関期貴族日記の雄『小右記』の記主であって、その情報量は格段に大きい。藤原実資の家政機構が詳しく復原されたこと自体、基礎研究として有益であるが、摂関期の社会構造・社会的結合がリアルに描き出されたことは高く評価される。

第四章「個人的権限」は、摂関期の行政権限一般が律令制的官司機構ではなく、個人に属していたことを述べたものである。この時期は行政と司法、刑事と民事とを問わず、あらゆる案件が個人の権限の下に処理されていた。そのため権限者の死去によって行政が停止したり、逆に彼が生きている限り官職を移っても当該案件が付託されることがあった。かかる事態と密接に関わるのが、公卿の里第聴政や中下級官人の私宅業務であり、本来は限定的だったものが次第に広く行なわれるようになった。これは国政の分散の様相を意味するものであり、また中世の官司請負制の萌芽の段階でもある、との評価がなされる。第一章・第二章をさらに発展させた議論で、律令官司制がいかに変質したかという点をもう少し論じる必要があったかと思われるが、しかし摂関期社会集団の構成原理を考える上で重要な指摘であると言えよう。なお、「上訴とサボタージュ」という補論が付され、本章の論点が補強されている。

第五章「摂関期の有職故実——御堂流の検討から——」は、やや視角を変え、摂関期の貴族社会・貴族政治において有職故実がもっていた意味を追求したものである。「御堂流」はこれまで藤原道長が作り上げた有職故実流派とされてきたが、論者はこれを否定する。「御堂流」とは道長の子孫を指す語であり、道長が目指したのは自らが創出した新儀を自家のみに伝えることなく、逆に公卿全員を随わせることであったとし、そこに彼の政治的意図を読みとるべきであると主張する。有職故実を単なる知識に終わらせることなく、社会史・政治史研究にどう活用するかという問題意識による考察で、故実流派の意味とその変化を明らかにし、あるいは単なる失策と見えた貴族の行動が実は意識的作法であることを推測した点などは新鮮である。

終章では論点をまとめ、さらに摂関期の特徴をいくつか挙げる。「公」から後日の沙汰があるという名目によって「私」の権限行使が広く展開したこと、関係者の同意・丁承・納得のもとに法が存在し、必ずしも成文法となっていなかったこと、それゆえの不安定さが常に社会に存在したこと、などである。こうした不安定状況への対応あるいは結果として、院政によるある種の専制、権門の再編と家格の形成、荘園制の確立、武力の拡大などが発生したという見通しは興味深い。

最後に社会構造分析をふまえ、摂関期を権門体制の時期と見るべきであるという大胆な提言がなされる。摂関期には摂関家以外の貴族権門が多数存在し、彼らによって国政が分掌されていたと述べ、公家・武家・寺家が分立する院政期のような再編確立された体制ではないが、逆にそれゆえにこそ当該期を、院政期・幕府期とならぶ中世国家の一類型として把握すべきだという。公武関係論や寺社勢力論を組み込んだ黒田俊雄の権門体制論の枠組みを見据えつつ、論理をさらに整備することが望まれる。

このように本論文は、摂関期の社会構造・社会関係・法的様相の研究として、従来にない優れた内容を持つが、もちろん不十分な点がないではない。それらはこれまでにいくつか指摘しておいたが、しかし論者を含めて今後さらに研究が進められて行くべきことであり、本論文の価値を損なうようなものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2001年6月28日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。